

## 『けやきのわ』の利用に係る参加登録施設確認事項

### 1 利用責任者

利用責任者は『けやきのわ』参加登録施設の管理者とする。

### 2 患者の承諾書

患者の承諾書は、『けやきのわ』を初めて利用する際、独立行政法人国立病院機構埼玉病院（以下、埼玉病院）で徴収し、徴収した承諾書の原本は、埼玉病院にて保管する。なお、患者の求めに応じて、承諾書の写しを患者に交付する。

### 3 時系列ビューの利用

- (1) 時系列ビューの利用は、『けやきのわ』参加登録施設において、患者情報の共有が必要と認めた場合に開始する。
- (2) 時系列ビューの利用開始に伴うキーコードの発行等は、埼玉病院が行う。
- (3) 時系列ビューは、キーコードを持参した患者から提示を受けた参加機関が閲覧（利用）できる。なお、キーコードが発行されていることを確認できれば、『けやきのわ』の利用を承諾しているものとみなすことができる。
- (4) 『けやきのわ』参加登録施設における閲覧（利用）は、医師、歯科医師及び薬剤師のみの利用を原則とし、介護事業所における閲覧（利用）は、管理者の厳正な管理のもとに、各利用者に対応する介護施設の管理者のみの利用を原則とする。また、自治体に関しては、当該部署の職員のみとする。

### 4 キーコード通知書等を持参しない場合の対応について

- (1) キーコード通知書等を持参しない場合、必要に応じて、キーコード通知書等が発行されているかを確認する。

#### ア 発行されていない場合

埼玉病院の確認によりキーコードが発行されていないことから、時系列ビューによる患者情報の共有は行わないこととなる。

#### イ 発行されている場合

診察、治療等において埼玉病院からの診療情報の閲覧が必要な場合には、患者本人に説明し、診療情報を得ることの承諾を得た上で、埼玉病院に照会し、キーコード通知書に係る情報の提供を受ける。

また、次回受診時に患者本人に通知書等を持参するよう促し、本人が持参した書類を再度確認する。

(2) キーコード通知書を紛失した場合

通知書等を紛失したときには、キーコード発行者である埼玉病院に対し、患者本人が再発行等の手続を行う。

(3) 埼玉病院への照会方法（※平日 8:30 から 17:15 まで）

ア 『けやきのわ』参加登録施設からシステムを使用して照会

『けやきのわ』参加登録施設側から、氏名、生年月日等の情報を記載し、「送受信」機能を使って、埼玉病院に照会する。

イ 『けやきのわ』参加登録施設から埼玉病院に連絡

『けやきのわ』参加登録施設から埼玉病院地域医療連携室に照会した旨を電話連絡する。

ウ 埼玉病院からシステムを使用して回答

埼玉病院から照会のあった『けやきのわ』参加登録施設あてに「送受信」機能を使用して回答する。

エ 埼玉病院から『けやきのわ』参加登録施設に連絡

埼玉病院地域医療連携室から『けやきのわ』参加登録施設へ回答を送信した旨を電話連絡する。

附 則

この確認事項は、平成 30 年 7 月 1 日から施行する。